

意見書

平成 18 年 9 月 27 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしきがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ
氏名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) にっぽん かぶしきがいしゃ
氏名 日本テレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう くらしげ ひでき
代表取締役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 ボーダフォン株式会社
だいひょうしつこうやくしやちようけんしーいおー そん まさよし
代表執行役社長兼CEO 孫 正義

「NTT東西から申請のあった活用業務の内容」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「NTT東西から申請のあった活用業務の内容」につきまして、今回このような意見募集の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いします。

総論

活用業務については、これまで全ての申請が認められて来ているところですが、その認可時の審査は形式的なものに留まっていると見受けられると同時に、認可後の状況については NTT 東西から一方的な報告がなされるだけであり、事業者間の競争環境への影響について十分な検証がなされていない状況にあります。また、そもそも、NTT分離分割の趣旨に立ち戻れば、現在の活用業務に相当する業務は、業務範囲に制限のあるNTT東西ではなく、それ以外の事業者が提供すべきものであり、活用業務制度そもそもの在り方を見直す必要があるものと考えます。

よって、今回の活用業務申請については、その内容に関わらず、活用業務制度そのものの在り方の見直し、事業者間の競争環境への影響に関する十分な検証、ガイドラインの見直し等、一連の活用業務制度に関する検証及び見直しがなされ、適正な制度設計並びに審査がなされる状況が整うまでは、認可すべきではないと考えます。

また、これまで認可を受けている活用業務についても、上記の検証の結果、事業者間の競争環境への影響があると判断された場合には、その認可を取り消す等の処置がなされるべきと考えます。

なお、NTT東西の活用業務認可は「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて審査が行われているところですが、従来の活用業務認可申請においては、定型的に「おそれ」の有無を審査することに終始しており、内容の異なる案件であってもこの画一的な要件を満たせば認可が実施されて来ているのが実情です。

このため、仮に当面の間、現行制度の運用を継続するのであれば、NTT 東西の活用業務による影響を適正に審査するためにも、速やかにガイドラインの見直しを行うべきであり、特に次の3点について重要な審査のポイントとして、ガイドラインに明記すべきであると考えます。

- (1) 活用業務の認可は、NTT東西の業務範囲を拡大するという、電気通信市場の競争環境に大きな影響を与えるものであり、中長期的な視点での競争環境及びユーザへの影響等について分析を行う必要があること。
- (2) 個々の活用業務認可申請案件の特徴に応じた審査を実施する必要があること。
- (3) 地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの判断にあたっては、個々の活用業務単体での審査だけでは不十分であり、活用業務と一体として提供されるNTT東西のサービス全体に基づいて影響等の分析を行う必要があること。

これに加えて、ガイドラインの見直しにあたっては、公正競争への影響を鑑みて、公平性及び透明性を確保した形で検討を行うことが適当です。具体的には、ガイドラインの見直しに際して意見募集がなされるのはもちろんのこと、見直しに関する公開の検討の場を設置して頂き、その検討の場においてガイドラインの見直し内容について公平な議論がなされることが必要と考えます。

頁	段落	意見
2頁 11頁	1 (1) 1 (1)	<p>【該当部分】 地域IP網を経由して行うIPv6プロトコルを利用したエンドユーザ間通信(高品質な映像・音声等のユーザ間通信)(以下、「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信」という。)を当社の業務区域外(以下、「エリア外」という。)のエンドユーザとの通信を可能とするために他の電気通信事業者(以下、「他事業者」という。)との合意に基づき、他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含め料金設定を行うものである。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務については、これまで全ての申請が認められて来ているところですが、その認可の審査は形式的なものに留まると同時に、認可後の状況については NTT 東西から一方的な報告がなされるだけであり、事業者間の競争環境への影響について十分な検証がなされていないものと考えます。 ・ よって、今回の活用業務申請については、その内容に関わらず、上記に関する十分な検証並びにガイドラインの見直しが必要とされますまでは、認可すべきでないと考えます。 ・ また、これまで認可を受けている活用業務についても、上記の検証の結果、事業者間の競争環境への影響があると判断された場合には、その認可を取り消す等の処置がなされるべきと考えます。 ・ なお、活用業務の申請・認可に際して、NTT東西は個々の活用業務の内容・範囲を明確かつ厳密に定義すべきであると考えます。例えば、今回の申請内容が、今後NTT東西が提供を予定しているNGNとは全く関係しないものであることを、申請書において明確に記載すべきであると考えます。 ・ これまでの活用業務申請において、個々の活用業務の内容・範囲が明確かつ厳密に定義されていないことにより、活用業務が認可申請なく拡大している事例は既に存在しており、NTT東西が業務範囲規制を逸脱している事例として問題とします。例えば、今回の地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信は既にNTT東西それぞれの業務区域内において提供されているところですが、これは本来県内でしか提供できないサービスになります。しかしながら、過去に認可された「地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」において、活用業務の範囲が厳密に限定されていなかったため、活用業務の認可なく地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信がNTT東西それぞれの業務区域全域において提供されている状況にあり、これは本件以前に問題とすべき事例となります。

<p>2頁 11頁</p>	<p>3 3</p>	<p>【該当部分】 業務収支の見込みについては、企業秘密に該当する情報であるため不開示としているもの。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務収支見込みは、活用業務申請の妥当性を判断する上で、重要な判断要素の一つであると考えます。 ・ しかしながら、企業秘密に該当するということで業務収支見込は不開示とされており、客観的な妥当性検証を行うことができません。業務範囲を拡大することの影響の大きさを鑑みれば、活用業務に関連する全ての業務収支見込みを開示しない限り、認可を行うべきではありません。 ・ あわせて、早急にガイドラインを見直して頂き、情報を公開すべき範囲を明確化し、客観的な妥当性検証が行えるようにすべきと考えます。
<p>3頁 12頁</p>	<p>6 (1) 6 (4)</p>	<p>【該当部分】 なお、本業務では主に中継系交換設備を活用することになるが、本業務が当該設備の負荷増に与える影響は、数%程度と想定しており、地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれはないと考える。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも、地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれの判断基準については、従来の活用業務認可申請においても不明確であり、問題と考えます。おそれの判断基準に関し、ガイドラインを早急に見直し、客観的かつ具体的な判断基準を整備することが必要と考えます。 ・ 本件においても、「当該設備の負荷増に与える影響は、数%程度と想定しており、地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれはない」とありますが、中継系交換設備の負荷増として想定されている「数%程度」について、具体的な検証内容が示されないまま、影響が「数%程度」であるから、おそれがないと判断するのはNTT東西が十分な挙証責任を果しているとは言えず、「おそれがない」という判断の基準及び根拠をより明確に示して頂かない限り、認可すべきではないと考えます。

<p>3頁 12頁</p>	<p>7 (1) 7 (5)</p>	<p>【該当部分】 なお、本業務に用いる既存の地域IP網については、既に接続約款においてルーティング伝送機能の接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。 また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社の地域IP網と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信は、地域IP網上でNTT東西の独自サービスとして提供されているものであり、接続約款の規定等の既存のオープン化措置だけでは、他事業者が同様のサービスを提供する上で十分な措置が講じられているとは言えないものと考えます。 ・ 従って、今回の活用業務申請については、事業者間の同等性の確保に関する十分な検証並びガイドラインの見直しが必要とされるまでは、認可すべきでないと考えます。 ・ 同等性の確保の観点からは、NTT東西の地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信が、電気通信番号規則に規定されないNTT東西独自の番号体系によりサービス提供されていることが問題の一例として挙げられ、地域IP網を越えて他事業者が同様のサービスを接続することは困難であると考えます。 ・ また、活用業務以外でも、全般的にNTT東西のオープン化措置は不十分であり、例えば地域IP網のOLT集約装置における相互接続点の設定等のオープン化全般の問題について早急に対処すべきと考えます。
-------------------	------------------------	--

<p>4頁 13頁</p>	<p>7 (4) 7 (8)</p>	<p>【該当部分】 従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。</p> <p>① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。</p> <p>② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。</p> <p>i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。</p> <p>ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。</p> <p>iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。 等</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の活用業務認可申請と同様に、社内規定の整備等により営業面でのファイアーウォールが確保されているという説明内容となっていますが、この内容では営業面のファイアーウォールの実効性が十分に担保されているとは言えないと考えます。 ・ 従って、営業面のファイアーウォールの実効性を外部から検証することを可能とする上で、NTT東西にこれまで以上の十分な挙証責任を課す必要があるものと考えます。その上で、仮に営業面のファイアーウォールの実効性についてNTT東西が十分な挙証責任を果すことができない場合には、公正競争確保に支障が生じるおそれがあるとして、認可すべきではないと考えます。 ・ 営業面のファイアーウォールの運用に関しては、例えば既に次のような問題が生じており、措置を講じているという説明を繰り返すだけでは実効性に疑義が残ったままであり、事業者間の同等性が十分に確保されているとは言えないものと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 接続事業者のサービスを利用している契約者に対する、NTT 東西による自社サービスへの営業勧誘行為。 ② NTT 東西が自社の顧客情報データベース等を独占していることにより、接続事業者のサービス提供のための手続きが煩雑となり、接続事業者側でサービス提供の遅延やキャンセル等が生じている。 ・ また、本件は実質的にNTT東西のサービス一体化を図るものとなっており、本活用業務実施に伴い、NTT東西それぞれの加入者情報を共有することは、公正競争上認められるものではないため、この点を明確に禁止することが必要と考えます。
-------------------	------------------------	--

<p>5頁 14頁</p>	<p>7 (5) 7 (5)</p>	<p>【該当部分】 本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、業務区域内の地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に関する業務と会計を分計する考えである。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務はあくまで提供するサービスの一部を構成するものであるため、活用業務に特化した会計分離だけでは、サービスの実態を現しているとは言えず、公正競争に対する影響把握という目的を十分に果しているとは言えません。そのため、活用業務に特化した会計分離だけでなく、地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信全体の会計についても分離し、公正競争への影響を検討・分析することが必要と考えます。 ・ また、会計分離の方法に関し、「電気通信事業会計規則に準じた配賦計算」という説明だけでは外部による十分な検証を行うことはできません。このため、実際に用いた配賦基準等、会計分離の具体的なデータ及び方法を公開し、必要十分な外部からの妥当性検証を可能とすべきと考えます。 ・ より適正かつ効果的な活用業務に関する審査を行うために、NTT 東西は上記のような活用業務の収支に関するより詳細な挙証責任を有することを明記するよう、早急にガイドラインの見直しを行って頂くことを希望します。
<p>5頁 14頁</p>	<p>7 (6) 7 (6)</p>	<p>【該当部分】 本業務の実施にあたっては、他事業者との相互接続により実現することとしているが、現在、既存の地域IP網については、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、今回、新たにIPv6プロトコルの接続に必要な条件について、接続約款の技術的条件等に規定を追加する予定であることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本活用業務では、「中継伝送区間に係る接続事業者を選定」することが予定されていますが、この中継伝送区間に係る接続事業者の選定手続き等について、明確な記述がなされていません。この点からも、本件活用業務については、認可がなされるべきではないと考えます。

<p>6頁 15頁</p>	<p>7 (7) 7 (7)</p>	<p>【該当部分】 (1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用業務に関しては実施状況等の報告だけでなく、定期的に事後検証を行い、地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが生じていないか検証することが必要です。 ・ 事後検証にあたっては、個々の活用業務ごとに評価を行うだけでは不十分であり、活用業務を含むサービス全体や、これまでに認可された複数の活用業務の総体としての影響について検証することにより、実質的な電気通信市場への影響を分析する必要があるものと考えます。 ・ 事後検証の結果、認可時の想定と異なる状況が生じ、地域電気通信業務等の遂行又は電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが確認できた場合には、認可取消又は認可条件の追加若しくは変更を行うべきと考えます。
-------------------	------------------------	---

以 上